

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (20) 河 川 法 (河川課)	河川区域 (法6) 一級河川 「河川区域」 1 河川の流水が継続して存する土地及び地形草木の生茂の状況、その他の状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地の区域 2 河川管理施設の敷地である土地の区域 3 1に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域		禁 止	(行為の禁止) 1 河川を損傷すること。 2 河川区域内の土地に船舶その他の河川管理者が指定したもの、土石（砂を含む）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨て、又は放置すること。 ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。 3 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。 (1) 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域 (2) 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域	令16の4	
		知 事	承 認 建設事務所 (維持管理課) ↓ 河川課	(行為の制限) 河川管理者以外の者が行う河川工事又は河川の維持	法20	1 治水上又は利水上影響が著しいものを除き、建設事務所長の承認 2 一級河川の指定区間外（直轄区間）については国土交通大臣の承認（以下許可等の場合も同じ。） 3 準用河川については、市町村長の承認（以下許可等の場合も同じ。）

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (20) 河 川 法 (河川課)		知 事	許 可 建設事務所 (維持管理課) ↓ 河川課	(行為の制限) 1 流水の占有 2 土地の占有 3 工作物の新築、改築又は除却	法 23 法 24 法 26①	1 流水の占有は、特定水利使用については国土交通大臣の許可、砂利採取法第 16 条の規定による採取計画の認可に係るもの及び取水量等の変更を伴わない占有期間の更新は建設事務所長の許可 2 土地の占有は、工作物の新築等に係るもの以外のもの及び土地の占有期間の更新については、建設事務所長の許可 3 工作物の設置期間が6ヶ月以下のもの等については建設事務所長の許可
		知 事	登 録 建設事務所 (維持管理課) ↓ 河川課	(行為の制限) 流水の占有	法 23 の 2	<ul style="list-style-type: none"> 直轄区間及び特定水利使用に係る流水を利用するものは国土交通大臣の登録 取水量等の変更を伴わない登録更新は建設事務所長の登録

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (20) 河 川 法 (河川課)	河川区域 (法6) 一級河川	知 事	届 出 建設事務所 (維持管理課) ↓ 河川課	(行為の制限) 1日当たり 50 m ³ 以上の汚水の排出	令 16 の 5 (適用除外) 令 16 の 5 ただし書	[適用除外] 鉱山保安法、採石法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水洗炭業に関する法律、水質汚濁防止法、浄化槽法、砂利採取法、湖沼水質保全特別措置法、特定水道水利障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法、公害防止に関する条例等の規定による許可又は届出等を行っているもの
		建設事務所長 (委 任)	承 認 建設事務所 (維持管理課) 許 可 建設事務所 (維持管理課)	(行為の制限) 河川管理者以外の者が行う河川工事又は河川の維持 (行為の制限) 1 流水の占用（砂利採取法第 16 条の規定による採取計画の認可に係るものに限る。） 2 土地の占用 3 土石等の採取 4 工作物の新築、改築又は除却で次に掲げるもの及び中央新幹線鉄道の建設に係る工作物の新築等 (1) 設置期間が 6 月以下の申請に係る工作物 (2) 電柱、電線、索道その他これらに類する工作物 (3) 道路（高速自動車国道、自動車専用道路及び幅員 30 m 以上の道路を除く。）に係る橋（既設の橋に添加する歩道橋以外の橋は、橋長 25m 未満のものに限る。） (4) 河川を横過する水管、ガス管、下水道管その他これらに類する工作物（パイプラインに係るもの並びに橋長が 25m 以上の専用橋及び河底横過によるものを除く。） (5) 河川に排水するために施設する工作物 (6) 家屋の出入口のために河川敷地に固着して施設する簡易な工作物 (7) 家屋の出入口のために河川を横過して施設する簡易な工作物 (8) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法又は農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律の規定に基づき、国が費用を負担し、又は補助する工作物	法 20 法 23 法 24 法 25 法 26①	<ul style="list-style-type: none"> • 治水上又は利水上影響が著しいものは知事の承認 • 土地の占用は、工作物の新築等と併せて行うものは知事の許可（4に掲げるものを除く。） • 工作物の新築等は、流水の占用の許可と併せて行うものは知事の許可

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (20) 河 川 法 (河川課)	河川区域 (法6) 一級河川	建設事務所長 (委 任)	許 可 建設事務所 (維持管理課)	5 土地の掘さく、盛土若しくは切土その他の形状を変更又は竹木の栽植若しくは伐採 6 竹木の流送 7 土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件の洗浄又は土石、竹木その他の物件の堆積若しくは設置	法 27① (適用除外) 法 27① ただし書 令 16 の 3 令 16 の 8① (適用除外) 令 16 の 8① ただし書	[適用除外] 1 河川管理施設の敷地から 10m以上離れた土地における耕うん（令 15 の 4） 2 法第 26 条①の許可を受けて設置した工作物の取水又は排水の機能を維持する目的で行う取水口又は排水口付近のしゅんせつ(同上) 3 茶の栽植（栽植の方法により明らかに治水上支障があると認められる場合を除く。）（昭和 40 年長野県告示第 461 号。以下同じ。） 4 養蚕の用に供する目的で行う桑の栽植（新たに桑園を造成するために行う栽植その他明らかに治水上支障があると認められる場合を除く。） 5 竹木の伐採 [適用除外] 日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行われる行為又は営業等のためやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 （20） 河 川 法 （河川課）	河川保全区域 （法54） 「河川保全区域」 河岸又は河川管理施設を 保全するため必要がある と認めて河川管理者が指 定した河川区域に隣接す る一定の区域 長野県内の河川保全区域 の設定がある一級河川で は、河川区域界から 18m 以内が指定されている。	建設事務所長 （委 任）	許 可 建設事務所 （維持管理課）	<p>（行為の制限）</p> <p>1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状の変更</p> <p>2 工作物の新築又は改築</p> <p>5 1～4に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為 （河川保全区域内の河川管理施設の敷地から 5m以上離れた堤内の土地において、地表から高さ 3m以上の盛土又は地表から深さ 1m以上の掘削若しくは切土を伴わない木造工作物（基礎コンクリートを含む。）の新築又は改築の行為については、法第 55 条第 1 項の許可を要しないものとして取扱うものとする。（昭和 60 年 4 月 4 日 60 河 第 105 号土木部長名建設事務所長あて通知）</p>	<p>法 55①</p> <p>（適用除外） 法 55① ただし書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川区域内の工作物の新築、改築又は除却と併せて行うものは知事 <p>[適用除外]（2から5までについては河川管理施設の敷地から 5 m以内のものを除く。） （令 34）</p> <ol style="list-style-type: none"> 耕うん 堤内の土地における地表から高さ 3m以内の盛土（堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが 20 m以上のものを除く。） 堤内の土地における地表から深さ 1m以内の土地の掘さく又は切土 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。）の新築又は改築